

組合員の皆さんへ

# 森林管理委託事業の概要

組合員の所有林の管理を組合が引き受ける事業です

近所の皆様で寄り合ってご参加下さい。  
個人もOKです

## 1. 趣旨

組合員の皆さんが困っている所有林の現状、特に、高齢のため山へ出かけられない、後継者は山に無関心、遠方に住んでいるため山に行けないなどについて、所有者の皆さんに代わり組合が管理を代行いたします

## 2. 方法

森林管理委託契約を5年間結んでいただきます。所有林のうち、林業公社・緑資源機構(旧・森林開発公団)などのすでに管理ができている森林は除きます。順次巡視をさせていただきます、次の管理内容について報告いたします。その際必要な手入れと費用について具体的に相談させていただきます。

## 3. 管理の内容

- (1) 境界の巡視、病虫害・獣害の有無、雪害・風雪害など自然災害の有無、盗伐・誤伐などの有無
- (2) 巡視調査により必要な施業の提案
- (3) 施業計画の作成
- (4) 組合以外の企業・事業体が皆さんへ商談など持ちかけた際の相談・交渉窓口、きちんとした契約の締結と完了検査など
- (5) その他皆さんが特別に望まれる事項

## 4. 管理費用

- (1) 管理委託面積20ヘクタール未満の場合は、組合員の皆さんは無料です
- (2) 20ヘクタール以上の場合は別途見積のうえ有料ですが、組合員の皆さんは組合員特別料金とします
- (3) なお、特別に望まれる管理については(2)と同様有料となります
- (4) 契約を締結し境界確認の際に境界測量を望まれる場合は、費用のご負担をいただきます(実費)

お気軽にお問合せ・ご相談下さい。

所有山林の維持・管理は所有者自身の責任でもあります。放置しないでご自分の財産を大切にしてください。

相談や問合せは・・・

飯伊森林組合 0265 22-0604

または 最寄の事業所へ

